

社会福祉法人同仁会サービス向上委員会設置運営規則新旧対象表(案)

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会サービス向上委員会設置運営規則</p> <p>第2条 高萩市内の施設は、共同して高萩地区サービス向上委員会を置く。</p> <p>2 <u>内原和敬寮及び内原深敬寮</u>は、共同して<u>内原地区</u>サービス向上委員会を置く。</p> <p>3 <u>つくば香風寮及びさくらの森乳児院</u>は、共同してつくば地区サービス向上委員会を置く。</p> <p>第5条 高萩地区サービス向上委員会の庶務は、同仁会児童家庭支援センターがあたる。</p> <p>2 <u>内原地区</u>サービス向上委員会の庶務は、内原同仁会子どもセンターの事務局があたる。</p> <p>3 つくば地区サービス向上委員会の庶務は、つくば同仁会子どもセンターの事務局があたる。</p> <p>第10条 サービス向上委員会の会議は、理事長、苦情等解決責任者、苦情等解決副責任者、苦情等受付担当者及び第三者委員で構成する。ただし、<u>内原地区</u>及びつくば地区サービス向上委員会の会議は、理事長を除くことができる。この場合、会議の内容を理事長に報告するものとする。</p> <p>第15条 第三者委員の報酬及び旅費は、<u>社会福祉法人同仁会定款施行細則第15条から第17条までの規定</u>を準用して支給する。</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会サービス向上委員会設置運営規則</p> <p>第2条 高萩市内の施設は、共同して高萩地区サービス向上委員会を置く。</p> <p>2 <u>水戸市内の施設</u>は、共同して<u>水戸地区</u>サービス向上委員会を置く。</p> <p>3 <u>つくば市内の施設</u>は、共同してつくば地区サービス向上委員会を置く。</p> <p>第5条 高萩地区サービス向上委員会の庶務は、同仁会児童家庭支援センターがあたる。</p> <p>2 <u>水戸地区</u>サービス向上委員会の庶務は、内原同仁会子どもセンターの事務局があたる。</p> <p>3 つくば地区サービス向上委員会の庶務は、つくば同仁会子どもセンターの事務局があたる。</p> <p>第10条 サービス向上委員会の会議は、理事長、苦情等解決責任者、苦情等解決副責任者、苦情等受付担当者及び第三者委員で構成する。ただし、<u>水戸地区</u>及びつくば地区サービス向上委員会の会議は、理事長を除くことができる。この場合、会議の内容を理事長に報告するものとする。</p> <p>第15条 第三者委員の報酬及び旅費は、<u>社会福祉法人同仁会役員等報酬規則第3条、第5条及び第6条の規定</u>を準用して支給する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、平成31年1月1日から施行する。</p>